

## ロシア連邦大統領令

### 有価証券取引に係わる経済的性格の追加暫定的措置について

ロシア連邦の市民およびロシア連邦の法人に対する制限措置を導入する、アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的で国際法に反する行動に関連して、ロシア連邦の国益の保護および財政的安定の確保を目的とし、かつ2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付連邦法第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. ロシアの株式会社の株式、連邦債、ロシアの発行体による債券であって、それらの権利の集中管理（強制集中保管）がロシアの証券保管機構によって行われているものについての、ならびにロシアのユニットインベストメントトラストの投資ユニットについての取引で、それに有価証券の所有権の移転、信託、質権設定などが伴うものは、そうした有価証券、またはロシアの株式会社の株式に対する権利を証明する外国発行体の有価証券が、2022年3月1日以降に非友好国家の者（2022年3月5日付ロシア大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第12項「a」号および「b」号の要求を同時に満たしている者は除く）から、以下の勘定より、取得され、ロシアの証券保管機構または有価証券保有者名簿に開設された保有者の有価証券勘定（個人勘定）に繰り込まれた場合、本令に定める手順によって行われる：

- a) 有価証券保有者名簿に開設された、属人法により管理人(registrar)である外国組織の、個人勘定；
- b) ロシアの証券保管機構または有価証券保有者名簿に開設された、外国人名目保有者の有価証券勘定（個人勘定）；
- c) ロシアの証券保管機構に開設された預託プログラムの有価証券勘定；
- d) ロシアの証券保管機構に開設された、外国カストディアンの有価証券勘定；
- e) ロシアの証券保管機構または有価証券保有者名簿に外国組織用に開設された保有者の有価証券勘定（個人勘定）（外国カストディアンの有価証券勘定）－その保有またはそれについてのあらゆる法的および実際上の行為が外国組織によって、双方間で締結された契約（外国の法にしたがって締結されたものを含む）により、他の者のために行われるような有価証券の場合。

2. 以下の取引は、ロシア連邦中央銀行もしくはロシア連邦外国投資管理政府委員会により交付され、必要な場合には取引（オペレーション）条件を含む、許可証にもとづいて実施される：

a) 居住者および、2022年3月5日付ロシア大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第12項「a」号および「b」号の要求を同時に満たしている非居住者、非友好国家の者ではない非居住者に、本令第1項にしたがい取得され繰り込まれた、その集中管理（強制集中保管）がロシアの証券保管機構によって行われている、ロシアの株式会社の株式、連邦債、ロシアの発行体の債券、ならびに、2022年3月1日（同日を含む）以前に結ばれた契約により取得（入手）されたロシアのユニットインベストメントトラストの投資ユニット（以下、ロシアの有価証券ともいう）を譲渡する取引（オペレーション）；

b) 居住者および、2022年3月5日付ロシア大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第12項「a」号および「b」号の要求を同時に満たしている非居住者、非友好国家の者ではない非居住者に、ロシアの発行体の株式に対する権利を証明する外国発行体の有価証券を償還した結果として得られた当該株式を譲渡する取引（オペレーション）（ただし、上記株式の権利を証明する外国発行体の有価証券が、2022年3月1日（同日を含む）までに取得された外国金融商品についての債務の終了（履

行)の結果得られたものであることを条件とする)。

3. 本令第2項にいう許可証は以下の者が交付する：

- a) 金融機関およびノンクレジット金融機関である申請者に対してーロシア連邦中央銀行；
- b) 金融機関およびノンクレジット金融機関ではない申請者に対してーロシア連邦外国投資管理政府委員会。

4. 本令第2項および第3項にしたがって譲渡された有価証券のその後の取引(オペレーション)は、本令第5項に述べる場合を除き、本令が定める制限を踏まえて実施される。

5. ロシアの有価証券をその債務履行の担保とするクレジット契約(借款契約)に関する債務の償還によって得られたロシアの有価証券(連邦債を除く)のその後の取引は(本令発効以前に、クレジット契約(借款契約)が締結され、ロシアの有価証券に対する質権設定による制限(encumbrance)が、有価証券保有者名簿管理者またはロシアの証券保管機構により確定されていることを条件として)、外国国家および(または)国際機関による制限措置の対象となっているロシアの金融機関によって、本令が定める制限を受けることなく、実施される。

6. ロシア連邦中央銀行は取締役会の決議により、本令第4項にいう取引(オペレーション)の最大回数と最大規模を決定することができる。ロシア連邦中央銀行取締役会のそうした決議は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行(ロシア銀行)について」の第7条にしたがい、公表されなければならない。

7. 管理人(registrar)と証券保管機構は、ロシアの有価証券の記帳管理が別々に行われるようにしなければならない。

8. 本令の要求は、以下の取引(オペレーション)には適用されない：

- a) ロシアの株式会社の株式に対する権利を証明する外国発行体の有価証券の転換(償還)によって取得(入手)された当該株式に関するもの、ただしこれら有価証券が2022年3月1日(同日を含む)までにその者の所有となっていたことを条件とする；
- b) ロシアの有価証券の、その発行体による転換、買戻し、償還の際に行われるもの；
- c) 上場株式会社の株式およびそうした株式に転換される有価証券の、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」に定める場合および手順による買戻しの際に行われるもの；
- d) 親会社の決定および(または)当該トラストの終了によるユニットインベストメントトラストの投資ユニットの償還に係わるもの；
- e) 2022年3月1日(同日を含む)までに締結された借款契約についての債務の有価証券による履行としての、および2022年3月1日(同日を含む)までに締結されたレポ取引契約第2部分についての債務の有価証券による履行としての、ロシア有価証券の返還に係わるもの；
- f) 2022年7月14日付連邦法第319-FZ号「ロシア連邦の一部法令の改正について」の第5条の3および第5条の5にしたがって行われるもの；
- g) 包括継承の結果入手されたロシア有価証券の振込に係わるもの。

9. 2022年3月5日付ロシア大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第8項の要求は、2022年7月14日付連邦法第319-FZ号「ロシア連邦の一部法令の改正について」にしたがってその権利管理業務がロシアの証券保管機構に移された連邦債についての債務の履行、ならびにその他の有価証券についての、居住者、および2022年3月5日付ロシア大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第12項「a」号および「b」号の要求を同時に満たしている非居住者、ならびに非友好国家の者ではない非居住者に対する債務の履行には適用されない。

10. 外国政府および(または)国際機関により制限措置を科されているロシアの金融機関は、2022年7月14日付連邦法第319-FZ号「ロシア連邦の一部法令の改正について」の第5条にしたがって本令の発行日以前にその権利管理業務がロシアの証券保管機構に移された連邦債に質権を設定する取引(オペレーション)を、その質権が当該金融機関との間のクレジット契約(借款契約)についての債務の履行を担保するものである

ことを条件に、また、同連邦法第5条により本令の発効日以前にその権利管理業務がロシアの証券保管機構に移された連邦債を居住者から取得する取引（オペレーション）を、制限なく行うことができる。そうした連邦債のその後の取引（オペレーション）は、当該金融機関により本令第2項および第3項にしたがって実施される。

11. 2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」の第1項「b」号の規定は、居住者もしくは居住者の支配下にある者が非友好国家の者とする、ロシアの有価証券およびユーロ債の取引（オペレーション）に対して、ロシアの有価証券およびユーロ債が、その属人法により有価証券の所有権の管理と移転を行う権限を有している外国組織によって管理および（または）保管され、その取引（オペレーション）の決済が外国の金融機関に開設された口座により行われる場合に限り、適用される。

12. 非友好国家の者とは、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を除く）もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者のことをいう。

13. ロシア連邦中央銀行に、本令の適用についての問題に関する公式の解説を行う権利を付与する。

14. ロシア連邦政府は、ロシア連邦外国投資管理政府委員会が本令第2項および第3項に定める許可証を交付するための手順を10日間以内に承認する。

15. 本令はそれが公布された日を以て施行され、本令が定めた追加暫定的措置が廃止されるまで効力を有する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年3月3日

第138号